

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和6年1月以降適用版)	改定案(令和7年2月20日以降適用版)	改定理由
1	表紙	<p style="text-align: center;"> 新潟県土木工事標準仕様書 その2 令和6年1月 新潟県土木部 </p>	<p style="text-align: center;"> 新潟県土木工事標準仕様書 その2 令和7年2月 新潟県土木部 </p>	

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和6年1月以降適用版)	改定案(令和7年2月20日以降適用版)	改定理由
3	改正経緯	<p style="text-align: center;">新潟県土木工事標準仕様書改正経緯</p> <p style="text-align: center;">↑</p> <p style="text-align: center;">↑</p> <p style="text-align: center;">↑</p> <p style="text-align: center;">↑</p> <p>平成 2年 4月 1日全部改定・同日施行</p> <p>平成 4年 4月 1日一部改定・同日施行</p> <p>平成 5年 6月 1日一部改定・同日施行</p> <p>平成 5年10月 1日一部改定・同日施行</p> <p>平成 6年 4月 1日一部改定・同日施行</p> <p>平成10年 4月 1日全部改定・同日施行</p> <p>平成14年 4月 1日全部改定・同日施行</p> <p>平成17年10月 1日全部改定・同日施行</p> <p>平成20年 4月 1日全部改定・同日施行</p> <p>平成22年10月 1日一部改定・同日施行</p> <p>平成24年 4月 1日全部改定・同日施行</p> <p>平成25年 4月 1日一部改定・同日施行</p> <p>平成26年 6月 1日全部改定・同日施行</p> <p>平成28年 7月 1日一部改定・同日施行</p> <p>平成29年10月 1日一部改定・同日施行</p> <p>平成30年 8月 1日一部改定・同日施行</p> <p>令和 元年 9月 1日一部改定・同日施行</p> <p>令和 3年 2月15日一部改定・同日施行</p> <p>令和 4年 2月15日一部改定・同日施行</p> <p>令和 5年 1月 1日一部改定・同日施行</p> <p>令和 6年 1月 1日一部改定・同日施行</p> <p style="text-align: center;">↑</p>	<p style="text-align: center;">新潟県土木工事標準仕様書改正経緯</p> <p>平成 2年 4月 1日全部改定・同日施行</p> <p>平成 4年 4月 1日一部改定・同日施行</p> <p>平成 5年 6月 1日一部改定・同日施行</p> <p>平成 5年10月 1日一部改定・同日施行</p> <p>平成 6年 4月 1日一部改定・同日施行</p> <p>平成10年 4月 1日全部改定・同日施行</p> <p>平成14年 4月 1日全部改定・同日施行</p> <p>平成17年10月 1日全部改定・同日施行</p> <p>平成20年 4月 1日全部改定・同日施行</p> <p>平成22年10月 1日一部改定・同日施行</p> <p>平成24年 4月 1日全部改定・同日施行</p> <p>平成25年 4月 1日一部改定・同日施行</p> <p>平成26年 6月 1日全部改定・同日施行</p> <p>平成28年 7月 1日一部改定・同日施行</p> <p>平成29年10月 1日一部改定・同日施行</p> <p>平成30年 8月 1日一部改定・同日施行</p> <p>令和 元年 9月 1日一部改定・同日施行</p> <p>令和 3年 2月15日一部改定・同日施行</p> <p>令和 4年 2月15日一部改定・同日施行</p> <p>令和 5年 1月 1日一部改定・同日施行</p> <p>令和 6年 1月 1日一部改定・同日施行</p> <p>令和 7年 2月20日一部改定・同日施行</p>	

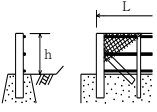
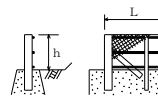
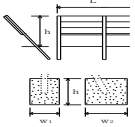
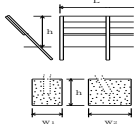


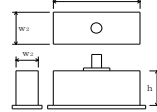
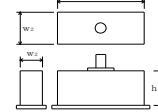
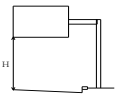
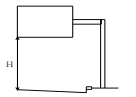
新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木施工管理基準 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和6年1月以降適用版)	改定案(令和7年2月20日以降適用版)	改定理由
3		<p style="text-align: center;">土木工事施工管理基準</p> <p>この土木工事施工管理基準は、土木工事標準仕様書第1編共通 1-1-1-30「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。</p>	<p style="text-align: center;">土木工事施工管理基準</p> <p>この土木工事施工管理基準は、土木工事標準仕様書第1編共通 1-1-1-3031「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。</p>	<p>条文追加による番号の修正</p>

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 新旧対照表

現行（令和6年1月以降適用版）					改定案（令和7年2月20日以降適用版）					改定理由
出来形管理基準及び規格値 目次					出来形管理基準及び規格値 目次					
【第3編 土木工事共通編】					【第3編 土木工事共通編】					
章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第1章 一般施工					第1章 一般施工					
第7節 地盤改良工					第7節 地盤改良工					
			スラリー攪拌工 「 施工履歴データ を用いた出来形管理要領（固結工（スラリー攪拌工）編） （案） 」による管理の場合	100				スラリー攪拌工 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）第8編固結工（スラリー攪拌工）編」による管理の場合	100	諸基準類の改定（共通仕様書に準拠）
第18 設 床版工	3-1-18-2床版工			123	第18 節 床版工	3-1-18-2床版工			123	誤植（共通仕様書に準拠）
【第4編 河川編】					【第4編 河川編】					
第1章 築堤・護岸					第1章 築堤・護岸					
第3節 軽量盛土工	4-1-3- 1 軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	40	第3節 軽量盛土工	4-1-3- 2 軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工	40	誤植（共通仕様書に準拠）
第4章 水門					第4章 水門					
第14節 コンクリート管理橋上部工（PC橋）					第14節 コンクリート管理橋上部工（PC橋）					
	4-4-14-4プレキャストセグメント製作工（購入工）		第3編3-1-3- 13 プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	46		4-4-14-4プレキャストセグメント製作工（購入工）		第3編3-1-3- 14 プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	46	誤植（共通仕様書に準拠）
【第5編 海岸編】					【第5編 海岸編】					
第3章 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）					第3章 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）					
第4節 海域堤本体工					第4節 海域堤本体工					
	5-3-4-6場所打コンクリート工		第5編5-2-5-12場所打 ち コンクリート工	135		5-3-4-6場所打コンクリート工		第5編5-2-5-12場所打コンクリート工	135	誤植（共通仕様書に準拠）
【第8編 道路編】					【第8編 道路編】					
第5章 コンクリート橋上部					第5章 コンクリート橋上部					
第5節 PC橋工					第5節 PC橋工					
	8-5-5-4プレキャストセグメント製作工（購入工）		第3編3-1-3- 13 プレキャストセグメント製作工（購入工）	46		8-5-5-4プレキャストセグメント製作工（購入工）		第3編3-1-3- 14 プレキャストセグメント製作工（購入工）	46	誤植（共通仕様書に準拠）

現行 (令和6年1月以降適用版)										改定案 (令和7年2月20日以降適用版)										改定理由					
編	章	節	条	技	工	測	規	測	測	編	章	節	条	技	工	測	規	測	測						
3	1	3	14	3	プレキャストセグメント主桁組立工	桁長 θ	$\theta < 15 \dots \pm 10$ $\theta \geq 15 \dots$ $\pm (\theta - 5)$ かつ 30mm以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする	3-1-3-14	3	1	3	14	2	プレキャストセグメント主桁組立工	桁長 θ	$\theta < 15 \dots \pm 10$ $\theta \geq 15 \dots$ $\pm (\theta - 5)$ かつ 30mm以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする	3-1-3-14	3	1	3	14	2	プレキャストセグメント主桁組立工
						横方向最大タワミ	0.80									θ : 支間長 (m)									
3	1	3	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管架)	基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	3-1-3-29	3	1	3	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管架)	基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	3-1-3-29	3	1	3	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管架)
						延長 L	-200									1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。									
3	1	3	29	2	側溝工 (場所打水路工)	基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎	3-1-3-29	3	1	3	29	2	側溝工 (場所打水路工)	基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。	3-1-3-29	3	1	3	29	2	側溝工 (場所打水路工)
						厚さ t_1, t_2	-20																		
						幅 w	-30																		
						高さ h_1, h_2	-30																		
						延長 L	-200																		
3	1	3	30	3	集水排水工	基準高 ∇	± 30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合	3-1-3-30	3	1	3	30	3	集水排水工	基準高 ∇	± 30	厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	3-1-3-30	3	1	3	30	3	集水排水工
						※厚さ $t_1 \sim t_2$	-20																		
						※幅 w_1, w_2	-30																		
						※高さ h_1, h_2	-30																		
3	1	4	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高 ∇	± 50	全数について杭中心で測定。	3-1-4-4	3	1	4	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高 ∇	± 50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向 (道路線形方向、橋軸方向等) とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	3-1-4-4	3	1	4	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)
						根入長	設計値以上																		
						偏心量 d	$D/4$ 以内かつ100以内																		
						傾斜	$1/100$ 以内																		
3	1	4	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高 ∇	± 50	全数について杭中心で測定。	3-1-4-4	3	1	4	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高 ∇	± 50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	3-1-4-4	3	1	4	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)
						根入長	設計値以上																		
						偏心量 d	$D/4$ 以内かつ100以内																		
						傾斜	$1/100$ 以内																		
						杭径 D	設計値以上																		
3	1	4	5	場所打杭工	基準高 ∇	± 50	全数について杭中心で測定。	3-1-4-5	3	1	4	5	場所打杭工	基準高 ∇	± 50	傾斜は、縦断方向 (道路線形方向、橋軸方向等) とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	3-1-4-5	3	1	4	5	場所打杭工			
					根入長	設計値以上																			
					偏心量 d	100以内																			
					傾斜	$1/100$ 以内																			
					杭径 D	設計径 (公称径) -30以上																			

現行 (令和6年1月以降適用版)										改定案 (令和7年2月20日以降適用版)										改定理由		
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
8	1	11	5		落石防護柵工	高さ h	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-1-11-5	8	1	11	5		落石防護柵工	高さ h	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-1-11-5	ICT (共通仕様書に準拠)
						延長 L	-200										1施工箇所毎	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。				
8	1	11	6		防雪柵工	高さ h	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-1-11-6	8	1	11	6		防雪柵工	高さ h	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-1-11-6	ICT (共通仕様書に準拠)
						延長 L	-200										1施工箇所毎	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。				
						基礎	幅 w ₁ , w ₂	-30	基礎1基毎		基礎	幅 w ₁ , w ₂	-30	基礎1基毎	基礎	高さ h	-30	基礎1基毎		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
							高さ h	-30				「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。										
8	2	9	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w ₁ , w ₂	-30	基礎1基毎		8-2-9-4	8	2	9	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w ₁ , w ₂	-30	基礎1基毎		8-2-9-4	ICT (共通仕様書に準拠)
						高さ h	-30										「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。					
8	2	9	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基		8-2-9-4	8	2	9	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基		8-2-9-4	ICT (共通仕様書に準拠)
																	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。					

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 監督技術基準・施工管理 関係資料 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和6年1月以降適用版)	改定案(令和7年2月以降適用版)	改定理由
177	目次	<p>35 ガス切断工 219[←]</p> <p>36 溶接工 219[←]</p> <p>37 中層混合処理工 221[←]</p> <p>38 鉄筋挿入工 222[←]</p> <p>39 植栽工 222[←]</p>	<p>35 ガス切断工 219</p> <p>36 溶接工 219</p> <p>37 中層混合処理工 221</p> <p>38 鉄筋挿入工 222</p> <p>39 植栽工 222</p> <p>注) なお、各表の右欄の「試験成績表等による確認」に「○」がついているものは、試験成績書やミルシート等によって品質を確保できる項目であるが、必要に応じて現場検収を実施する。空欄の項目については、必ず現場検収を実施する。</p>	<p>誤植（国交省「品質管理基準及び規格値（案）」準拠）</p>

新潟県土木部標準仕様書(その2)土木工事施工管理基準(品質管理基準及び規格値)新旧対照表(案)

現行(令和6年1月適用版)						改定案(令和7年2月20日適用版)													
工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認	工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認	改定理由	
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	組骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石40%以下、砂利35%以下、舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	組骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石40%以下、砂利35%以下、舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	諸基準類の改定にともなう	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○				○	諸基準類の改定にともなう						
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。					○	○	諸基準類の改定にともなう					
			練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○				○	JIS改定 諸基準類の表記に合わせる						
製造(プラント)	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	ミキサの練混ぜ性能試験	JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋管、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	○	○	諸基準類の改定にともなう									
		連続ミキサの場合：土木学会規準JSCE-I 502-20B	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋管、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	○	○	諸基準類の改定にともなう										
施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後に来たがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・海砂の使用量は50m ³ 以上の場合には50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋管、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種)	○	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後に来たがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・海砂の使用量は50m ³ 以上の場合には50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋管、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種)	○	JIS改定			
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・試験の頻度等は、「コンクリート圧縮強度試験に用いる供試体の取り扱いの一部改訂について(通知)」(平成31年2月18日技第1036号)による。 なお、テストピースは打設場所から採取し、1回につき6個(φ70・3個、φ28・3個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(φ3)を追加で採取する。	○				○	○	JIS改定						
12 転圧コンクリート	材料 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	12 転圧コンクリート	材料 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	○	諸基準類の改定にともなう
			回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	○				○	JIS改定 諸基準類の表記に合わせる						
			ミキサの練混ぜ性能試験	JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 定格容積(公称容量)の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・総使用量が50m ³ 未満の場合は1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○				○	○	○	諸基準類の改定にともなう				
連続ミキサの場合：土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート内のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート内の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記のとおりとする。 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルパット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	○	○	○	○	○	諸基準類の改定にともなう										
18 補強土壁工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、 「R1計器を用いた盛土の締め管理要領(案)」による。	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径≦100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記のとおりとする。 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルパット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	○	18 補強土壁工	施工	必須	現場密度の測定 または、 「R1計器を用いた盛土の締め管理要領(案)」による。	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径≦100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記のとおりとする。 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルパット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	○	赤字		

現行(令和6年1月適用版)						改定案(令和7年2月20日適用版)						改定理由								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	試験成績表等による確認	改定理由				
21	河川土工	施工	必須	現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土(25%≦75μmふるい通過分<50%)】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土(50%≦75μmふるい通過分)】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満:5点 ・500m2以上1000m2未満:10点 ・1000m2以上2000m2未満:15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	21	河川土工	施工	その他	現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土(25%≦75μmふるい通過分<50%)】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土(50%≦75μmふるい通過分)】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満:5点 ・500m2以上1000m2未満:10点 ・1000m2以上2000m2未満:15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	誤字		
22	海岸土工	施工	必須	現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満:5点 ・500m2以上1000m2未満:10点 ・1000m2以上2000m2未満:15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	22	海岸土工	施工	その他	現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満:5点 ・500m2以上1000m2未満:10点 ・1000m2以上2000m2未満:15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	誤字		
23	砂防工	施工	必須	現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土(25%≦75μmふるい通過分<50%)】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土(50%≦75μmふるい通過分)】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満:5点 ・500m2以上1000m2未満:10点 ・1000m2以上2000m2未満:15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	23	砂防工	施工	その他	現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土(25%≦75μmふるい通過分<50%)】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土(50%≦75μmふるい通過分)】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満:5点 ・500m2以上1000m2未満:10点 ・1000m2以上2000m2未満:15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	誤字		
24	道路土工	施工	必須	現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部:自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満:5点 ・500m2以上1000m2未満:10点 ・1000m2以上2000m2未満:15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	24	道路土工	施工	必須	現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部:自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満:5点 ・500m2以上1000m2未満:10点 ・1000m2以上2000m2未満:15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	誤字		
26	コンクリートダム	材料	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶対密度:2.5以上 吸水率:[2023年制定]コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(骨材コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(骨材コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5(コンクリート用スラグ骨材-第5部:石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021(セグメント用再生骨材H)	○	26	コンクリートダム	材料	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶対密度:2.5以上 吸水率:[2023年制定]コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(骨材コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(骨材コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5(コンクリート用スラグ骨材-第5部:石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021(セグメント用再生骨材H)	○	発行に伴う変更
				砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと、濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○				砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと、濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	諸基準類の改定にともなう	
				硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。砕砂、砕石:工事前開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○				硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	砂、砂利:工事前開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。砕砂、砕石:工事前開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	○	諸基準類の改定にともなう	
				粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。		○				粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。		○	諸基準類の改定にともなう	
				練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308付属書C	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○				練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308付属書C	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	JIS改定 諸基準類の表記に合わせる	
				回収水の場合:	JIS A 5308付属書C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○				回収水の場合:	JIS A 5308付属書C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	JIS改定 諸基準類の表記に合わせる	
				ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○				ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		○	諸基準類の改定にともなう	
				連続ミキサの場合:	土木学会規程JSCC-1502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○				連続ミキサの場合:	土木学会規程JSCC-1502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		○	諸基準類の改定にともなう	
				塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3ke/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後またがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とす)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とす)試験の判定は3回の測定値の平均値。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、護国工、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○					塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3ke/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後またがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とす)試験の判定は3回の測定値の平均値。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、護国工、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	JIS改定	

現行(令和6年1月適用版)								改定案(令和7年2月20日適用版)										
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	試験成績表等による確認	改定理由		
27 覆工コンクリート (NATM)	材料 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5065	砕石 40%以下 砂利 35%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。ただし、砂利の場合は、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○	27 覆工コンクリート (NATM)	材料 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5065	砕石 40%以下 砂利 35%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。ただし、砂利の場合は、工事中1回/月及び産地が変わった場合。	○	諸基準類の改定にともなう		
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	揮発色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	○				・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	諸基準類の改定にともなう					
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5065	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	○				寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	諸基準類の改定にともなう					
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308付属書C 回収水の場合：JIS A 5308付属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	○				上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	○	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	JIS改定 諸基準の表記に合わせる	
材料(ブランド) (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	○	材料(ブランド) (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	○	諸基準類の改定にともなう				
			連続ミキサの場合：土木学会規程JSCCE-1 502-293	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	○				連続ミキサの場合：土木学会規程JSCCE-1 502-293	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	○	諸基準類の改定にともなう				
施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 なお、テストピースは打設場所から採取し、1回につき6個(σ7…3個、σ28…3個)とする。	○	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 なお、テストピースは打設場所から採取し、1回につき6個(σ7…3個、σ28…3個)とする。	○	JIS改正				
			「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値以上。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCCE502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。				○	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値以上。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCCE502-2023, 503-2023)または設計図書の規定により行う。	○	JSCCE基準改定		
			JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	○				JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	○	JSCCE基準改定				
28 吹付けコンクリート (NATM)	材料 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308付属書C 回収水の場合：JIS A 5308付属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	○	28 吹付けコンクリート (NATM)	材料 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308付属書C 回収水の場合：JIS A 5308付属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	○	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	JIS改定 諸基準の表記に合わせる
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	○				製造(ブランド) (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	○	諸基準類の改定にともなう
			連続ミキサの場合：土木学会規程JSCCE-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	○	連続ミキサの場合：土木学会規程JSCCE-1 502-2013				コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	○	諸基準類の改定にともなう		
			必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。				・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCCE502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。	○	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。
コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規程 JSCCE-F561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)		トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日、28日(2×3=6供試体)なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間開放後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6個(σ7…3個、σ28…3個、)とする。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCCE502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。	○	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規程 JSCCE-F561-2023	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日、28日(2×3=6供試体)なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間開放後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6個(σ7…3個、σ28…3個、)とする。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCCE502-2023, 503-2023)または設計図書の規定により行う。	○			JSCCE基準改定			
その他	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	○	その他	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	○	JIS改定 諸基準の表記に合わせる						
		JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	○			JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	○	JIS改定 諸基準の表記に合わせる						

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和6年1月以降適用版)	改定案(令和7年2月20日以降適用版)	改定理由																																																														
228	2-5 写真の編集等	<p>2-5 写真の編集等 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、『デジタル工事写真の小黒板情報電子化について』（平成29年1月30日付け、国技建管第10号）に基づく小黒板情報の電子的記入は、これに当たらない。</p>	<p>2-5 写真の編集等 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、『デジタル工事写真の小黒板情報電子化について』（令和5年3月15日付け、国技建管第8号）に基づく小黒板情報の電子的記入は、これに当たらない。</p>	諸基準類の改定にともなう																																																														
230	建設副産物等	<table border="1"> <tr> <td>建設副産物等</td> <td>搬出状況</td> <td>状況 許可番号</td> <td>処分場等搬入時 種別毎1回(1台)</td> <td></td> </tr> </table>	建設副産物等	搬出状況	状況 許可番号	処分場等搬入時 種別毎1回(1台)			削除【技術管理課】（他の方法で確認できることから）																																																									
建設副産物等	搬出状況	状況 許可番号	処分場等搬入時 種別毎1回(1台)																																																															
234	コンクリートダム（施工）	<table border="1"> <tr> <td rowspan="10">コンクリートダム(施工)</td> <td>塩化物総量規制</td> <td>配合毎に1回 [試験実施中]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スランブ試験</td> <td>品質に変化が認められた場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>空気量測定</td> <td>合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリートの圧縮強度試験</td> <td>配合毎に1回 [試験実施中]</td> <td>圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの</td> </tr> <tr> <td>温度測定</td> <td></td> <td>気温・コンクリート</td> </tr> <tr> <td>コンクリートの単位容積質量試験</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリートの洗い分析試験</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリートのフリージング試験</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリートの引張強度試験</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリートの曲げ強度試験</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	コンクリートダム(施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]		スランブ試験	品質に変化が認められた場合		空気量測定	合		コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの	温度測定		気温・コンクリート	コンクリートの単位容積質量試験			コンクリートの洗い分析試験			コンクリートのフリージング試験			コンクリートの引張強度試験			コンクリートの曲げ強度試験			<table border="1"> <tr> <td rowspan="10">コンクリートダム(施工)</td> <td>塩化物総量規制</td> <td>配合毎に1回 [試験実施中]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スランブ試験</td> <td>品質に変化が認められた場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>空気量測定</td> <td>合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリートの圧縮強度試験</td> <td>配合毎に1回 [試験実施中]</td> <td>圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの</td> </tr> <tr> <td>温度測定</td> <td></td> <td>気温・コンクリート</td> </tr> <tr> <td>コンクリートの単位容積質量試験</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリートの洗い分析試験</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリートのフリージング試験</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリートの引張強度試験</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリートの曲げ強度試験</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	コンクリートダム(施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]		スランブ試験	品質に変化が認められた場合		空気量測定	合		コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの	温度測定		気温・コンクリート	コンクリートの単位容積質量試験			コンクリートの洗い分析試験			コンクリートのフリージング試験			コンクリートの引張強度試験			コンクリートの曲げ強度試験			誤記修正
コンクリートダム(施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]																																																																
	スランブ試験	品質に変化が認められた場合																																																																
	空気量測定	合																																																																
	コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]		圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの																																																														
	温度測定			気温・コンクリート																																																														
	コンクリートの単位容積質量試験																																																																	
	コンクリートの洗い分析試験																																																																	
	コンクリートのフリージング試験																																																																	
	コンクリートの引張強度試験																																																																	
	コンクリートの曲げ強度試験																																																																	
コンクリートダム(施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]																																																																
	スランブ試験	品質に変化が認められた場合																																																																
	空気量測定	合																																																																
	コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの																																																															
	温度測定		気温・コンクリート																																																															
	コンクリートの単位容積質量試験																																																																	
	コンクリートの洗い分析試験																																																																	
	コンクリートのフリージング試験																																																																	
	コンクリートの引張強度試験																																																																	
	コンクリートの曲げ強度試験																																																																	
245	側溝工（場所打水路工）	<table border="1"> <tr> <td>3</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>29</td> <td>2</td> <td>場所打水路工</td> <td>厚さ 幅 高さ</td> <td>200m又は1施工箇所 [型枠取外し後]</td> <td>3-1-3-29</td> </tr> </table>	3	1	3	29	2	場所打水路工	厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所 [型枠取外し後]	3-1-3-29	<table border="1"> <tr> <td>3</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>29</td> <td>2</td> <td>側溝工 (場所打水路工)</td> <td>厚さ 幅 高さ</td> <td>200m又は1施工箇所 [型枠取外し後]</td> <td>3-1-3-29</td> </tr> </table>	3	1	3	29	2	側溝工 (場所打水路工)	厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所 [型枠取外し後]	3-1-3-29	誤記修正																																												
3	1	3	29	2	場所打水路工	厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所 [型枠取外し後]	3-1-3-29																																																										
3	1	3	29	2	側溝工 (場所打水路工)	厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所 [型枠取外し後]	3-1-3-29																																																										

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和6年1月以降適用版)							改定案(令和7年2月20日以降適用版)							改定理由				
246	側溝工 (暗渠工)	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	3 共通 の工 種	29	3	暗渠工	幅 深さ	120m又は1施工箇所 に1回 〔埋戻し前〕	3-1-3-29	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	3 共通 の工 種	29	3	側溝工 (暗渠工)	幅 深さ	120m又は1施工箇所 に1回 〔埋戻し前〕	3-1-3-29	誤記修正
264	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	7 地盤 改良 工	9	1	固結工 (粉末噴射攪 拌工) (高圧噴射攪 拌工) (スラリー攪 拌工) (生石灰パイ ル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所に1回 〔打込後〕	3-1-7-9	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	7 地盤 改良 工	9	1	固結工 (粉末噴射攪 拌工) (高圧噴射攪 拌工) (スラリー攪 拌工) (生石灰パイ ル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所に1回 〔打込後〕	3-1-7-9	諸基準類の改定に ともなう
							深度	1施工箇所に1回 〔打込前後〕												
277	石砕工	5 海岸 編	2 突堤 ・人 工岬	5 突堤 本 体 工	9		石砕工	厚さ 高さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	5-2-5-9	5 海岸 編	2 突堤 ・人 工岬	5 突堤 本 体 工	9		石砕工	厚さ 高さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	5-2-5-9	誤記修正
							間詰石状況	1施工箇所に1回 〔施工後〕												